

【諮問第265号】

29川情個第11号
平成29年5月9日

川崎市長
福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する全部開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月7日付け27川健精保第306号で諮問のありました、公文書開示請求に対する全部開示処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関は、平成27年5月1日「精神保健指定医業務に係る診断書等書類の精査における精神保健指定医の派遣について（伺い）」と平成27年7月9日「精神保健指定医業務に係る診断書等書類の精査における精神保健指定医の派遣について（伺い）」の2つの公文書の、診断書等書類の精査に携わった民間の精神保健指定医の氏名を除いた部分を開示するべきである。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年8月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。平成28年条例第3号による改正前のもの。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして厚生労働省に指定を取り消された問題に関する一切の公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して、実施機関が当該事案を初めて把握した平成27年2月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡「精神保健指定医資格審査に係る事実確認のご協力依頼について」以降の、当該事案に関して実施機関が取得又は発出したもの、実施機関が実施した調査に関するもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第38条の6に基づく報告徴収に関するものについて合計55件の公文書を特定した。
- (3) このうち別表に掲げる24件については、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当しないとして、平成27年10月8日付けで全部開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) また、その他の31件については、条例第8条第1号、第8条第2号ア等に該当するとして平成27年10月8日付けで部分開示処分を行い、うち一部について同年10月26日付けで再部分開示処分を行った。さらに、対象公文書の中の一部については、厚生労働省に提出済みのため文書が存在しないとして、同年10月8日付けで文書不存在による開示拒否処分を行った。
- (5) 異議申立人は、条例第22条第1項の規定に基づき、平成27年11月17日付けで、本件処分に対して「さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。その際に仮に非開示部分が含まれていた場合は、公益上の理由による裁量的開示を行うことを求める。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第265号事件）。
- (6) なお、(4)の部分開示処分、再部分開示処分及び開示拒否処分に対しても、異議申立人から同様に異議申立てが行われており、この案件については、諮問第266号、第267号及び第268号の答申において本審査会の審査の結果を提示する。

3 異議申立人の主張要旨

平成27年11月17日付け異議申立書、平成28年3月14日付け意見書、同年9月20日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分については、文書の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不
存在か適用除外と判断することが違法である。
- (2) 精神保健指定医の業務に関して、医療保護入院に関連する文書、退院請求に
関する文書その他指定を取り消された医師に関する文書等を、保健所や精神医
療審査会事務局や精神保健福祉センター等を実施機関の担当課に含めて答申を
受けた上で改めて開示決定等を示すべきである。むろん、他にも本件対象公文
書があれば特定すべきである。仮に不存在であったとしても、不存在の理由を
示したうえでの不開示決定を通知すべきである。
- (3) 本件に付随する診療報酬の不正・返還に関して、川崎市、神奈川県、横浜市
及び相模原市が、厚生労働省が「処分されるまでの指定医としての行為は法的
に有効」としていることを受けて、「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」
と判断している。ゆえに、川崎市でも、その判断を示す公文書やその判断に至
る経緯を示す公文書等を特定すべきである。
- (4) 報道によると、〇〇病院が平成27年4月25日頃に、「指定医に上乘せさ
れる診療報酬について、不正に受け取った分には自主返還を検討する考えを示
している。」とある。このことについて自主返納する旨の文書を収受している
のであれば、対象公文書として特定すべきである。
- (5) 処分を受けた精神保健指定医の判断の当否を検証したことに関する文書のう
ち、その検証に対する報償費はいくらか、検証に係り発生した場所代や交通費
やコピー用紙代やお茶等の食糧費はいくらか、検証した行政医たる指定医の氏
名と民間の指定医の氏名といった情報を記載した公文書が特定されていない。

4 実施機関の主張要旨

平成28年1月13日付け処分理由説明書及び同年6月28日実施の口頭による
処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対して、情報を保有しているのは、健康福祉局障害保健福祉部精神
保健課（以下「精神保健課」という。）、同部障害計画課及び同局健康安全部医
事・薬事課であった。このうち、精神保健課において合計55件の公文書を特定
し、このうち24件について、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当しな
いことから全部開示処分としたのが本件処分である。
- (2) その他の文書については、実施機関において作成または取得しておらず、他に
公文書は存在しない。文書の特定については、開示請求が出た時点で、健康福祉
局内で対象文書について詳細な特定作業を行っており、異議申立人が主張してい
る「保健所」や「精神保健福祉センター（精神医療審査会事務局も兼ねる。）」
についても確認している。
- (3) また、異議申立人が主張している文書の多くは、仮に存在したとしても、今回
の請求内容の対象公文書には該当しないと考える。今回特定した文書は指定の取

消しに係るものであり、取消処分は申請時に遡らないため、それ以前に携わった業務については法的に有効である。指定の職務のうち医療機関に係る職務はあるが、今回取消しを受けた医師については事件以降指定医の職務を自粛していることや、過去の職務については精神医療審査会において妥当性を証明されているものであるため、今回の請求内容の対象外と判断した。

- (4) 異議申立人は、〇〇病院が診療報酬の自主返還を検討しているとの報道があったことから、この件に関する文書が存在するのではないかと主張しているが、実施機関はこの件に関して文書を収受しておらず、診療報酬の自主返還が行われたという話も聞いていない。したがって、公文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 審査会の審査対象について

異議申立人は、本件処分について、①文書の探索が不十分であるか、②対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である旨を主張している。実施機関の説明及び異議申立人の主張に鑑みると、本件においては、②は争われておらず、争点はもっぱら①の点であると考えられる。そこで、以下では、①についてのみ検討する。

(2) 精神保健指定医資格が取り消された医師の措置入院等の要否の判定に係る精神保健診察の妥当性の確認に係る公文書の特定について

異議申立人は、精神保健指定医資格が取り消された医師の措置入院等の要否の判定に係る精神保健診察の妥当性の確認に係る公文書のうち、確認に係る報償費その他の費用、確認を行った指定医の氏名などの情報が記載された公文書が対象公文書として特定されていない旨を主張している。

上記確認に関する公文書として別表No. 14とNo. 20の文書、そして諮問第266号及び第267号で検討する対象公文書の中の別表No. 13、No. 14、No. 16、No. 17、No. 25、No. 27～No. 30の公文書が開示されているが、確かにそれらの対象公文書には上記の情報は記載されていない。

実施機関の内部部局である精神保健課は、全部ないし一部開示した公文書以外には本件対象公文書に該当する公文書を作成又は取得していないと主張している。しかしながら、精神保健指定医資格が取り消された医師の措置入院等の要否の判定に係る精神保健診察の妥当性の確認に係る業務を実施機関が行った以上、異議申立人が主張する上記のような情報が記録された公文書が作成されていないとは考えにくい。実施機関にこの点を指摘して文書を探索させたところ、平成27年5月1日「精神保健指定医業務に係る診断書等書類の精査における精神保健指定医の派遣について（伺い）」と平成27年7月9日「精神保健指定医業務に係る診断書等書類の精査における精神保健指定医の派遣について（伺い）」の2つの公文書が本審査会に提示された。本審査会としてこれら公文書を検分したところ、精神保健指定医業務に係る診断書等書類の精査に携わった民間の精神保健指定医の氏名については、当該任務が精神保健指定医取消処分の該当医師による措置入院者の診察が適正であったか等の確認という重要かつ繊細な内容であり、氏名が開示さ

れてしまうと関係者からの干渉等が行われる可能性が否定できず事務の遂行に支障をきたすおそれがあること、また、そうした懸念から今後同様の業務を依頼した時に引き受けてもらえなくなるなど将来にわたって市の事務事業に支障をきたすおそれがあることなどから、条例第8条第4号に該当するため不開示とすべきであるが、その他の情報については条例第8条各号の不開示事由に該当しないと認められることから、開示すべきである。

(3) 精神保健指定医資格が取り消された医師の過去の指定医としての業務に関する公文書の特定について

異議申立人は、精神保健指定医資格が取り消された医師が、指定医として行った医療保護入院等の業務に関する公文書を保健所や精神医療審査会事務局や精神保健福祉センターにまで対象を広げて探索することを求めている。これに対し、実施機関は、精神保健指定医の資格を取り消された医師の過去の職務については精神医療審査会において妥当性を証明されているものであるため、それに関する情報が記載された公文書は、本件請求の対象外であると判断している。確かに、〇〇病院の医師の精神保健指定医資格取消問題に関する情報一切、というような本件請求に基づいてそのような公文書まで対象公文書として判断すべきかどうかについては疑問もなくはないが、異議申立人の認識としては、こうした文書も対象公文書に含まれるということであり、多くの具体的な例を挙げた上で「上記に類する文書等々、とにかく全て。広く解釈して特定してください。」という開示請求がなされていたことにも鑑みて、上記の情報が記録された公文書を探索して対象公文書として開示・不開示の決定をするべきである。

本審査会が実施機関に上記情報が記録された公文書の提出を求めたところ、「医療保護入院者の入院届」「措置入院等に関する診断書」等の精神保健指定医の診察に関する文書が提出された。本審査会でこれら公文書を検分したところ、これらの公文書は当該入院患者に関する情報であって、条例第8条第1号の「個人に関する情報であって・・・特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められる。

したがって、本公文書が開示されなかったことは結果として妥当である。

(4) 診療報酬の不正・返還に関する文書について

〇〇病院に関わる精神保健指定医の指定取消処分に係る診療報酬の返還が実際になされたとの情報もないことから、診療報酬の自主返還に関する公文書がないという実施機関の説明に不自然・不合理な点はみられず、この問題に関する対象公文書は存在しないと認められる。

また、異議申立人は、〇〇病院の精神保健指定医の指定取消処分に関わる診療報酬の返還について「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断しているとの新聞報道に基づいて、かかる判断に至る公文書が存在するはずであると主張している。この点について実施機関は、上記報道は、平成27年4月に行われた報道発表の際に記者からの問い合わせに対する回答に関するものであると説明しており、厚生労

働省が「処分されるまでの指定医としての行為は法的に有効」という見解にたっていることを前提に考えれば、特段の手続を経ずとも法律上当然に「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」という判断が行われていたものと考えられる。従って、実施機関においてかような判断に至った公文書が作成されていなくても不自然・不合理とはいえず、この問題に関する公文書は存在しないと認められる。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	早	川	和	宏
委員	人	見		剛
委員	葭	葉	裕	子

別表

No	文書日付	概要	文書名
1	平成27年3月11日	厚生労働省通知	行政手続法第13条第1項の規定による聴聞の実施について
2	平成27年3月24日	起案文書	精神科病院立入検査の実施について（伺い）
3	平成27年3月27日	起案文書	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づく立入検査に係る職員の派遣について（伺い）
4	平成27年4月16日	報道発表資料	〇〇病院に関連する精神保健指定医取消処分に係る本市の対応について
5	平成27年4月16日	市長コメント	〇〇病院における精神保健指定医指定取消処分に対する川崎市長コメント
6	平成27年4月16日	健康福祉委員会提出資料	〇〇病院に関連する精神保健指定医取消処分に係る本市の対応について
7	平成27年4月28日	起案文書	〇〇病院神経精神科の診療体制縮小に伴う、本市医療提供体制確保への協力依頼について（伺い）
8	平成27年4月28日	〇〇病院からの調査依頼	精神保健指定医取消処分に係る調査について（照会）
9	平成27年4月28日	起案文書	〇〇病院神経精神科の診療体制縮小に伴う、本市医療提供体制確保への協力依頼について（伺い）
10	平成27年4月28日	起案文書	〇〇病院神経精神科の診療体制縮小に伴う、本市医療提供体制確保への協力依頼について（伺い）
11	平成27年4月30日	起案文書	〇〇病院神経精神科の診療体制縮小に係る本市の対応について（伺い）
12	平成27年5月1日	起案文書	〇〇病院神経精神科の診療体制縮小に伴う、本市医療提供体制確保への協力依頼について（伺い）
13	平成27年5月14日	川崎市精神科医会理事会説明資料	〇〇病院に関連する精神保健指定医取消処分に係る本市の対応について
14	平成27年5月15日	〇〇病院調査回答	回答書
15	平成27年6月1日	厚生労働省通知	行政手続法第13条第1項の規定による聴聞の実施について

16	平成27年6月3日	起案文書	行政手続法第13条第1項の規定による聴聞の実施について（供覧）
17	平成27年6月10日	厚生労働省通知	行政手続法第13条第1項の規定による聴聞の実施について
18	平成27年6月15日	起案文書	平成27年度精神科病院等実地指導及び実地審査の実施について（伺い）
19	平成27年6月19日	報道発表資料	〇〇病院に関連した精神保健指定医の指定取消処分による本市の対応について
20	平成27年6月19日	記者説明資料	〇〇病院に関連した4月17日付精神保健指定医取消処分についての本市の対応状況について
21	平成27年6月29日	起案文書	平成27年度精神科病院等実地指導及び実地審査の実施について
22	平成27年7月8日	健康福祉委員会提出資料	〇〇病院に対する立入検査等について
23	平成27年7月8日	報道提供資料	〇〇病院に対する立入検査等について
24	平成27年8月6日	川崎市障害者施策審議会配布資料	－（文書名なし）